

カート競技会組織に関する規定

下線部分：変更箇所

改正後	現行規定
<p style="text-align: right;">2022年1月1日施行</p> <p style="text-align: center;">カート競技会組織に関する規定</p> <p>第1章～第3章（略） 第1条～第16条（略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 エントリーの受付</p> <p>第17条 エントリー受付の開始</p> <p>競技会の組織が許可されると、オーガナイザーは、エントリーを受け付けることができる。</p> <p>参加申込書またはオーガナイザーによって発送される参加招待状には、所定の特別規則書を添付する。参加申込書は、申込用紙に記入事項を記載署名し、エントリーフィーを要する場合には、必ずこれをそえて、締切前にオーガナイザーに提出する（エントリーフィーは、特別規則書に記載される）。<u>J A F 発給の競技許可証の所持者が日本国外の競技会に参加する場合は、許可証への F I A 国際競技規則付則 L 項に定める記載をもって、本連盟の事前承認を得たものとする。</u></p> <p>第18条～第26条（略） 第5章（略） 第27条～第31条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p style="text-align: right;">2013年1月1日施行</p> <p style="text-align: center;">カート競技会組織に関する規定</p> <p>第1章～第3章（略） 第1条～第16条（略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 エントリーの受付</p> <p>第17条 エントリー受付の開始</p> <p>競技会の組織が許可されると、オーガナイザーは、エントリーを受け付けることができる。</p> <p>参加申込書またはオーガナイザーによって発送される参加招待状には、所定の特別規則書を添付する。参加申込書は、申込用紙に記入事項を記載署名し、エントリーフィーを要する場合には、必ずこれをそえて、締切前にオーガナイザーに提出する（エントリーフィーは、特別規則書に記載される）。<u>日本国外で行われる競技に、 J A F 所属の競技者（ J A F に登録され、かつエントリーまたはドライバーライセンスを受けている者）が参加しようとするときは、申込書の提出前に、 J A F に 海外競技会出場証明書を申請のうえ取得しなければならない。</u></p> <p>第18条～第26条（略） 第5章（略） 第27条～第31条（略）</p> <p style="text-align: right;">以上</p>